

計画作成年度	平成 28 年度
計 画 主 体	横 浜 町

横浜町鳥獣被害防止計画

(H28～H31)

<連絡先>

担当部署名 横浜町 産業振興課
所在地 青森県上北郡横浜町字寺下 35
電話番号 0175-78-2111
FAX番号 0175-78-2118
メールアドレス koho@town.yokohama.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、カラス、カルガモ、ノウサギ、ニホンジカ
計画期間	平成28年10月～平成32年3月
対象地域	横 浜 町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成27年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ツキノワグマ	飼料作物（デントコーン）	81千円 0.3ha
カラス	デントコーン、スイカ メロン等	被害はあるが実態は把握できていない。
カルガモ	水稻	被害はあるが実態は把握できていない。
ノウサギ	スギ、松幼齢木の食害	被害はあるが実態は把握できていない。
ニホンジカ	—	—

(2) 被害の傾向

ツキノワグマ	毎年7～10月上旬に、本町・北地区を中心に飼料作物（デントコーン）、自家用の野菜などを中心に被害が発生しており、被害区域も年々拡大傾向にある。
カラス	加害しているカラスは、近郊の山林全体に分布している。 飼料作物（デントコーン）の他、野菜（スイカ・メロン・ぶどう・いちご）等への被害が増加している。 また、畜産農家（乳用牛・肉用牛）の牛舎内に侵入し牛の餌の食害、乳牛の乳頭にキズを与える損傷及びカラスの糞が子牛の伝染病の感染源となるなど被害が見られている。 さらに、ブロイラー処理工場では食肉残渣の臭いに誘われてカラスが多数飛来し、工場敷地内においてカラスの糞による衛生被害を受けている。
カルガモ	カルガモについては、被害は町内全域にみられ5月から6月にかけて田植え後の水田に飛来し、水稻苗の活着に著しい影響を及ぼしている。
ノウサギ	毎年2月上旬～3月下旬に、本町地区を中心にスギ、松幼齢木の食害が確認されており、今後の被害拡大が懸念されている。
ニホンジカ	近隣市町村で目撃情報や轢死体が確認されていることから、今後の農作物への被害発生が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成 27 年度）		目標値（平成 31 年度）	
	金額	面積	金額	面積
ツキノワグマ	81 千円	0.3 h a	64.8 千円	0.25 h a
カラス、カルガモ	－千円	－ h a	－千円	－ h a
ノウサギ	－千円	－ h a	－千円	－ h a
ニホンジカ	－千円	－ h a	－千円	－ h a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	①ツキノワグマ (捕獲体制の整備) ・青森県猟友会横浜支部に有害鳥獣捕獲を委託 (捕獲機材の導入) ・箱わな 5 台 (捕獲鳥獣の処理方法) ・補殺、放獣	捕獲を中心に対策を進めてきたが、被害額は増加傾向にあり、対策の強化が求められている。 また、捕獲に従事する狩猟者の減少・高齢化が進んでおり、将来の担い手育成が急務となっている。
	②カラス・カルガモ (捕獲体制の整備) ・青森県猟友会横浜支部に有害鳥獣捕獲を委託 (捕獲鳥獣の処理方法) ・補殺 (捕獲業務実施回数) カラス： 平成 26 年度…1 回 (11 羽) 平成 27 年度…1 回 (12 羽) カルガモ：実績なし	
	③ノウサギ (捕獲体制の整備) ・青森県猟友会横浜支部に有害鳥獣捕獲を委託 (捕獲鳥獣の処理方法) ・補殺 (捕獲業務実施回数) 平成 26 年度…1 回 (6 羽) 平成 27 年度…1 回 (3 羽)	

防護柵の設置等に関する取組	・設置してない	
---------------	---------	--

(5) 今後の取り組み方針

<p>横浜町における平成27年度の鳥獣による農作物被害金額は81千円、被害面積0.3haとなっている。これらの被害はツキノワグマによるもので特に飼料作物（デントコーン）の被害が深刻である。</p> <p>また、カラス、カルガモ、ノウサギによる被害も発生し、その拡大が危惧されており、対策が求められている。</p> <p>町では、猟友会への有害鳥獣捕獲業務委託を実施してきたが、更なる防止策を講じるため隊員の出動体制の強化を図り、追い払いや捕獲活動を行う。</p> <p>また、鳥獣の種類や出没時期、被害状況等を把握し、農業者等に情報提供し、意識啓発に努めるとともに、鳥獣の保護と適正な捕獲を踏まえた捕獲体制の整備を図り、野生鳥獣による農作物被害の軽減に努める。</p> <p>農作物被害の軽減目標を現状値から約2割減の被害金額64.8千円、被害面積0.25haとし、また人身被害が無いようにすることを目標とする。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>町は、青森県猟友会横浜支部の協力により、鳥獣被害対策実施隊を設置する。実施隊は農作物被害を受けた農業者からの要請により、農作物被害の状況確認及び巡回を行い、有害鳥獣の捕獲を行う。</p> <p>また、関係機関・団体と連携し、被害状況等の情報を共有する。</p> <p>ツキノワグマ、ニホンジカの捕獲は、箱わな又はライフル銃以外の銃を基本とするが、これらの方法による捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。</p>

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成28年度 ～ 平成31年度	ツキノワグマ、カラス、カルガモ、ノウサギ、ニホンジカ	<p>鳥獣被害対策実施隊を設置することにより、捕獲を実施する人員確保を図るとともに、これまでどおり関係団体と連携し対策を実施する。</p> <p>また、ツキノワグマについては、既存の箱わなを活用することとし、カラス・カルガモ、ノウサギについては銃器の他に捕獲用わなの活用を協議会で検討する。</p>

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定と考え方			
被害防止対策を強化するため、過去の捕獲実績を参考に以下のとおり設定する。			
①ツキノワグマ 捕獲頭数を3頭とする。			
②カラス、カルガモ 捕獲羽数を15羽とする。			
③ノウサギ 捕獲羽数を10羽とする。			
④ニホンジカ 被害状況に応じて必要最小限の捕獲を行う。			
(過去捕獲等実績)			
対象鳥獣	平成25年度	平成26年度	平成27年度
ツキノワグマ	2頭	2頭	1頭
カラス、カルガモ	0羽	10羽	11羽
ノウサギ	7羽	6羽	3羽

対象鳥獣	捕獲計画数等			
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ツキノワグマ	3頭	3頭	3頭	3頭
カラス、カルガモ	15羽	15羽	15羽	15羽
ノウサギ	10羽	10羽	10羽	10羽
ニホンジカ	必要最小数	必要最小数	必要最小数	必要最小数

捕獲等の取組内容
<p>対象鳥獣：ツキノワグマ 捕獲手段：箱わな、銃器 実施期間：通年（ただし、原則として狩猟期間及びその前後15日間を除く） 実施場所：農作物被害のあった周辺において関係団体と協議し、2次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を選定する。</p>
<p>対象鳥獣：カラス、カルガモ 捕獲手段：銃器（ライフル銃を除く）、捕獲用わな 実施期間：5～11月 実施場所：農作物被害のあった周辺において関係団体と協議し、2次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を選定する。</p>
<p>対象鳥獣：ノウサギ 捕獲手段：銃器（ライフル銃を除く）、捕獲用わな 実施期間：2～3月 実施場所：樹林の食害等の被害のあった周辺において関係団体と協議し、2次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を選定する。</p>

対象鳥獣：ニホンジカ
 捕獲手段：銃器
 実施期間：通年
 実施場所：農作物等被害のあった周辺において関係団体と協議し、2次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を選定する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

農作物被害防止のためのツキノワグマ、ニホンジカの捕獲は、箱わな又はライフル銃以外の銃を基本とするが、これらの方法による捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する必要があるため。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	なし（権限委譲済み）

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止策の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度
なし			

(2) その他被害防止に関する取組

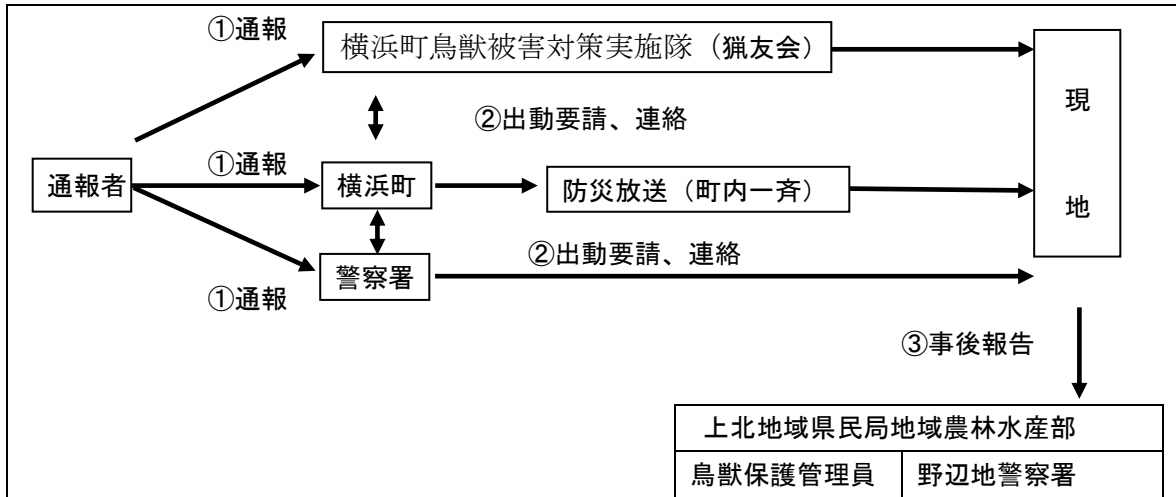
年度	対象鳥獣	取組内容
平成28年度～ 平成30年度	ツキノワグマ カラス、カルガモ、ノウサギ、ニホンジカ	緩衝帯整備、収穫物の適期刈取、爆音機の設置等の取組を農業者に対して指導する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体または財産に係る被害を生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
横浜町 産業振興課	・ 町内へ一斉に防災無線を通じて情報提供 ・ 猟友会、野辺地警察署への出動要請及び連絡
青森県警 野辺地警察署	・ 現場出動、確認等 ・ 銃器等の取り扱い指導、助言等
横浜町鳥獣被害対策実施隊 (青森県猟友会横浜支部)	・ 緊急捕獲の対応実施

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	横浜町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
横浜町 産業振興課	・被害防止対策の実施 ・有害鳥獣捕獲業務の指導、助言
青森県上北地域県民局地域農林水産部 (農業普及振興室・林業振興課)	・有害鳥獣捕獲の指導、助言
青森県警 野辺地警察署	・銃器等の取り扱い指導、助言
十和田おいらせ農業協同組合	・農作物被害に関する情報収集
横浜町漁業協同組合	・水産物被害に関する情報収集
七戸畜産農業協同組合	・農作物被害に関する情報収集
鳥獣保護管理員	・野生動物との共存に係る助言、指導
青森県獵友会横浜支部	・有害鳥獣捕獲業務の実施 ・農業者等による被害防止対策の指導、助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
なし	

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊員は、青森県獵友会横浜町支部・横浜町産業振興課に所属する職員で組織する。
別紙1 横浜町鳥獣被害対策実施隊 体制図 参照

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣対策に関する研修会等に積極的に参加する。
また、近隣市町村との連携を強化し情報の共有や対策の検討を行う。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、適正に処理する。
また、学術研究等に利用できる場合は、研究機関等に提供する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし

横浜町鳥獣被害対策実施隊 体制図

